

岡山県育英会奨学金緊急採用制度《被災特例枠奨学金》 平成30年7月豪雨に被災した高校生等を対象とした奨学金事業

平成30年7月豪雨に被災し，経済的理由により修学が困難となった高校生等を支援するため，高等学校等を卒業後，申請により返還額の全額を免除する奨学金事業（被災特例枠）を実施します。

〔応募資格〕

- ① 岡山県内に居住する世帯の生徒
- ② 勉学に意欲があり，卒業・修了が見込まれること。
- ③ 平成30年7月豪雨に被災したことで，生徒の保護者が，次のいずれかの被害を受け，かつ，被害の種類ごとに示す家計基準を満たすこと。（下表参照）

対象となる被害の種類	家計基準
①居住する家屋が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた場合	生徒の保護者が市町村民税所得割非課税であること。
②死亡又は重度の障がいを負った場合	生徒の保護者が市町村民税所得割非課税又はこれに相当する家計状況であること。
③失業又は収入が減少した場合	

〈市町村民税の減免について〉

災害等によって資産に損害があった場合，税務署へ所得控除（雑損控除）の申告を行うことで，所得税や市町村民税の減免措置が受けられる場合があります。

減免措置の詳細については，お近くの税務署又はお住まいの市町村税務担当窓口までお問い合わせください。

◇奨学金 貸与月額・期間

区分	貸与月額	貸与期間
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立 18,000円	【無利子貸与】 平成31年4月～令和2年3月まで ※1年間限定事業
	私立 30,000円	

◇提出期限

各学校が指定する期日

※詳しい締切期日については，学校へお問い合わせください。
※なお，学校から本会への最終提出期限は2月末となります。

※奨学金交付時期は，採用時期によって初回は異なるが，原則年4回（7月・8月・12月・2月）の送金です。

被災特例枠奨学金の特徴

- 1 連帯保証人1名（原則，保護者）のみ必要です。保証人は不要です。
- 2 返還免除制度があります。
高等学校等を卒業後，申請により返還額の全額を免除します。（退学等の場合は返還が必要です。）
- 3 既に岡山県育英会の奨学生となっている生徒が出願する場合は，奨学金の借り換えとなります。
被災特例枠奨学金受給中は，既存奨学金部分はその期間「休止扱い」になります。
※二重に貸与を受けることはできません。

◎被災特例枠奨学金の申請を希望する場合は，各学校の奨学金担当者へ申し出てください。
必要な手続き書類を揃えて学校に提出してください。